

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会減価償却引当資産管理規程

平成29年4月1日

規程第120号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、将来の減価償却資産の買い替え等に備えるために積み立てる減価償却引当資産(以下「積立金」という。)の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(積立)

第2条 積立金の額は、本会の固定資産台帳における減価償却累計額の30/100の額を基準として、本会予算をもって定める。

2 前項により積み立てた額は、本会資産として、貸借対照表資産の部へ計上するものとする。

(管理)

第3条 積立金に属する現金については、金融機関への預貯金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 積立金の運用から生じる収益は、本会予算に計上して処理するものとする。

(取崩)

第5条 積立金は、次の各号に該当する場合に、その必要額を取り崩し、本会予算に計上して使用することが出来る。

- (1) 本会が所有する減価償却資産の買い替え費用として必要なとき
- (2) 前号に該当する資産の修繕費用として必要なとき
- (3) 前号に該当する資産のうち、借入金をもって取得した資産における借入金の返済として必要なとき
- (4) 新規資産の購入費用として必要なとき

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年3月29日から施行する。